



Contents

- ◇ 会長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識：『事業経営の成長要因とは？』
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

12

2015 Vol.145

たいせい通信のメール配信をいたします。

ご希望される方は、下記のメールアドレスに、件名を【たいせい通信メール配信希望】とし、お名前、会社名、電話番号を明記の上、送信ください。

info@taiseikeiei.co.jp



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆(株)大成経営開発・・・財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆(株)大成財産コンサルタンツ・・・相続相談・終活相談・資金調達運用
会社売買・生命保険損害保険 <http://www.fzc-souzoku.com>
(九州相続センター) 不動産・営業支援代理店業
- ◆(株)アップワード エスト保険・・・生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆(株)大成アフェクション・・・居宅介護支援、通所介護事業
- ◆(株)大成グローバルトレーディング・・・商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

■大成経営総合事務所

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・浦野税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・須賀経営労務研究所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

(株)大成経営開発 統括室発行 Tel: 096-377-1101 Fax: 096-377-1114

会長室から、こんど~です

今年も今月で終わりです。毎年毎年同じですが、今年も無事に過ごせたことに感謝して新しい年を迎えますが、間違いなく年を取っていきますね。

高齢化社会になり、最近お年寄りによる交通事故とか孤独死など、よく耳にするようになりました。そこで皆様「下流老人」という言葉をご存知ですか？今は普通に生活できているのに、老後の生活ができなくなる老人のことです。生活保護基準相当で暮らしている高齢者やその恐れのある高齢者のことをいうそうです。具体的に言うと下流老人の3つの指標は「ない」という言葉がキーワードになります。

【収入が著しく少ない】

世帯の収入が低く、その生活水準は生活保護レベルかそれより低い状況にあります。生活保護費は首都圏で月額13万円、年額150万円くらいで、医療費や所得税や住民税も免除されます。年金や収入がこのレベルと同じならば、下流といえます。



【十分な貯蓄がない】

下流老人は貯蓄が少ないか、まったくありません。収入（年金）が少ないならば生活費は貯蓄に頼らなければなりません。突然の事故や病気など生活のトラブルに襲われたときの予想外の支出で生活が破綻してしまいます。厚労省のデータによると高齢者世帯の平均貯蓄額は1,268万円。ちょっと一見多いような気がしますが、ごく一部の富裕層が平均値を上げているのであり、貯蓄なしと貯蓄額500万円以下の人を合わせると、6割にもなります。貯蓄がないと老後をまともに暮らせない社会は、恐ろしい結果です。

【頼れる人がいない】

困ったときに頼る人がいません。理想は、家族に囲まれて子や孫と同居し日常的にコミュニケーションを取りながら楽しく暮らすこと。このような家族がいなかったとしても、近隣住民やお茶飲み友達などと会話したりして、相談ができる人間関係を築いている人が下流老人には少なく、孤立している人が多いので、問題が大きくなってからしか発覚しません。

以上が下流老人の3つの特徴です。

いまや、65歳以上の独り暮らしは男子139万人、女子341万人まで増えており、まだまだ増え続けているそうです。生活に困った時や助けてほしいときに家族が周囲にいない状況が当たり前の社会になりつつあります。そして身内の誰かが下流老人になった場合、子供は援助したいと思うのが実情ですが、40代から50代の子供世代の年収は下がり続けています。そうすると共倒れすることになり、今まで日本の経済成長と家族を支えてきたお年寄りが尊敬されない社会、大切にされない社会になり、恐ろしいことです。お年寄りを大切にして生活できる社会にしていきたいですね。



今年も大成通信をお読みいただきありがとうございました。皆様、どうぞよいお年をお迎えくださいませ。ありがとうございます。

(株)大成経営開発会長 近藤記

経営まめ知識：『事業経営の成長要因とは？』

いま熊本事務所です。もう師走ですね。みなさま如何お過ごしですか？ 弊社もクラウドシステム6年目でクラウド入替作業中でホットモットな毎日を過ごしています。

ところで今日は、『事業の成長要因とは何か？』ということについてお話をしてみたいと思います。それは優勝劣敗が激しい今日この頃のコンサルティングを観ながら思うからです。



第1番目が、社会性の追求です。

いろいろな会社を観てきました。家業で家族がご飯を食べるだけならば社会性というのは、そんなに必要ないかもしれません。だがしかし、人を雇用してその組織を発展させていく為には、社会性という公共性が必要になってくるという事です。企業という組織経営は、社会というお客様に必要とされて初めて存続でき、社員の雇用を生み出す事ができるという事です。これは歴史という不変（普遍）の真理が、それを教えてくれています。

第2番目が、教育性の追求です。

その組織を成長させていく為には、能力教育と同時にそれ以上の人間としての人道教育も大事になってくるという事です。なぜなら、組織という人間の集団は、その人間性という人財によるところが全てだからです。理念やクレドなど人間として、生きる意味・仕事する意味などの生き甲斐遣り甲斐が必要であるという事です。これも不変（普遍）の真理なのです。近代経営の失敗は、学校教育同様に能力一辺倒の教育と経営だったからだと言われています。

第3番目が、収益性の追求です。

そしてその組織を成長させながら従業員という人間を雇用し続けるためには、社会的に適正な利益を生み続けるという責任があるという事です。人に投資を行い・ハードに投資を行い・そして給料を払い続けながら、納税をして社会貢献していくという事です。そのためには、社会的に適正利益を追求していく事は正しい事であって、赤字という損失は社会的には悪であるという事です。利益が出た場合には成長して投資と雇用を続けて社会貢献できるが、赤字の連続は倒産という社会的な不幸を生むからです。そこには、絶対的な収益性の追求が要求されるという事です。組織という事業体は、収益性がないと存続できないという事も不変（普遍）の真理なのです。

この3つの不変（普遍）の真理をそなえた企業は、間違いなく成長しているという事です。①社会性の追求②教育性の追求③収益性の追求について、みなさんの会社でも検討されてみては如何でしょうか？ 弊社顧問先様でも成長企業は、間違いなくこの3つをそなえているみだです。

最後になりましたが、いよいよ今年も最後の月になりました。12月は何かと忙しいものです。エスト保険さんの話によりますと、12月は車の追突事故も一番多い月だそうです。車の運転には注意され、益々のみなさんのご活躍をお祈りします。来月は、新年号ですね！！楽しみにしています。（熊本事務所にて）



会議長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記
毎日更新しています！是非読んでください！



いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

「贈与税の申告が必要な人」

平成27年も残すところ1ヶ月、ラストスパート頑張っていきましょう。年が明けると、すぐに確定申告の時期に突入します。平成27年に贈与を受けられた方は申告をお忘れにならないようお願いいたします。



今回は、**贈与の基本とこんな事に贈与税！！**のお話をしたいと思います。

まず、**基本的な贈与税の仕組み**から

平成27年1月1日から12月31日までの1年間に財産の贈与(法人からの贈与を除きます。)を受けた人は、その贈与を受けた財産について、次に掲げるケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。

- ・ 暦年課税を適用する場合には、その財産の価額の合計額が基礎控除額(110万円)を超えるとき
- ・ 相続時精算課税を適用するとき

申告期限は平成28年2月1日から平成28年3月15日までとなります。相続時精算課税制度というのは、あくまで選択することが「できる」制度であり、必ず選択しなければならないものではありません。よって、あえて「選択届出書」を提出しなければ、通常通り暦年課税による贈与税が課税されることとなります。相続時精算課税制度を適用された方は、申告期限にご注意ください。

また、**こんな事に贈与税が掛かるの？**というお話ですが

- ・ お金を出した人とモノの名義人が違う。
→ お金を出したのは父親だけど、モノ(建物・車など)の名義は息子。
- ・ 相場より安く買ったとき。
→ 父親から、相場では、1,000万円の建物を300万円で息子が買い取った。
- ・ 借入金を免除してもらった。
→ お金を借りていた人から返さなくていいよと言われた。
- ・ 保険料を払っていないのに保険金を受け取った。
→ 保険の満期金など、過去に保険料を払っていないのに保険金が通帳に入金された。父親が払ってくれていた。

その他、会社の株式の贈与や代表者勘定の贈与など、忘れがちです。

普段ありがちな事にも贈与税の申告が必要な事もあります。一年を振り返りご確認ください。もし、心配やご質問があれば、いつでもご相談ください。最後に、今年も大変お世話になり、有難うございました。新年も皆様にとって良い年になりますように。

岡村

お問い合わせは、**ホームページ**

九州相続センター  **で検索**

編集後記：弊社にはクレドなるものがあります。15項目あるうちの、2番：「感謝する気持ちを忘れません。私たち仕事ができるのも、家族の支えがあってこそ。「ありがとう」と言葉にして伝えます。」先月フランスでテロが起きて以降、何気ない日常の大切さを日々実感しております。以心伝心という言葉もあるけれど、思いは伝えてこそ。クリスマスの機会に、家族へ感謝の気持ちをプレゼント出来たら素敵ですね♪



875